

(集約版) 第1回委員会等で計画素案に対して委員よりいただいたご意見等と回答一覧

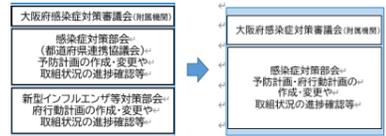
資料1-2

R7.11.6 策定委員会でのご意見

NO	委員名	11/6策定委員会資料 ページ数など	11/6策定委員会でのご意見（概要） ※ページ数は令和7年11月5日時点の計画素案	事務局回答
1	澁谷委員	対策項目「7. ワクチン」【資料2-2 計画概要 P.3】	新型コロナのような状況では、この流れでは対応が難しいと思われ、まず医療従事者への接種を優先する段階が必要になるかと考えます。 「新型コロナ対応等の課題」や「新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の幅広い呼吸器感染症等も念頭に置いた計画」となっていますので、対応のパターンは異なるのではないのでしょうか。	策定委員会で回答したとおり、新型コロナ対応時と同様に、まず医療従事者や高齢者、基礎疾患をお持ちの方などを優先してワクチン接種を行い、その後、一般の市民の方へと接種を進めていく流れになると想定しております。 11月5日時点の計画素案では、第3部 第7章「ワクチン」において、医療従事者が含まれる特定接種【※計画素案 略称又は用語集】については、準備期では、特定接種について国が行う登録事業者の登録に協力するとされています。【パブコメ用計画素案 P.80】 また、国が作成した市町村行動計画作成の手引き及び予防接種（ワクチン）に関するガイドラインに沿い、国等と連携して実施していきます。
2	会長	対策項目「7. ワクチン」【資料2-2 計画概要 P.3】	ワクチンの備蓄について教えていただけますか。	ワクチンの備蓄については、市としての備蓄は行っておりません。厚生労働省の資料（※1）によりますと、令和7年度の新型インフルエンザ対策におけるプレパンデミックワクチンの備蓄の種類については、H5N8アストラカン株とH5N1エゾ・レッドフォックス株、各約500万人分と記されています。 ※参考資料1 第95回厚生科学審議会感染症部会 参考資料1「プレパンデミックワクチンの今後の備蓄の種類について」（令和7年5月28日）
3	副会長	対策項目「7. ワクチン」【資料2-2 計画概要 P.3】	平時にはパンデミック時のようなワクチン接種の協力への意識が薄れてきていると感じます。 日本では、日頃からのワクチン教育、いわゆるワクチン・リテラシーの向上がなかなか進みにくいという課題があります。平時の情報提供やリスクコミュニケーションの中で、ワクチンへの理解促進や普及といった内容は盛り込まれているのでしょうか。	11月5日時点の計画素案では、第3部 第7章「ワクチン」において、平時からのワクチンへの理解促進や普及については、以下のとおり取り組むこととしています。 準備期においては、国が提供する科学的根拠に基づく予防接種情報を医療機関等へ共有し、市民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を連携して行います。また、ワクチンの役割や有効性、安全性、接種体制や対象者などの基本情報を市ホームページやSNS等で発信し、市民の理解促進を図ります。【パブコメ用計画素案 P.81】
4	福盛委員	対策項目「8. 医療」の初期期【資料2-2 計画概要 P.4】	感染症指定医療機関での医療提供については、資料2-1の計画素案96ページに記載されていますが、市内に感染症指定医療機関がない現状では、府を介した受診により迅速な診療が難しくなる場合もあると考えるが、この点についての見解を伺いたい。	新型コロナ対応においては、感染症指定医療機関に加え、市内の感染対策向上加算1届出保険医療機関等にも、初期の検査や診療の段階から早期にご協力いただいた経験を踏まえ、11月5日時点の計画素案では、第3部 第8章「医療」において、以下のとおり取り組むこととしています。 準備期に、府により医療措置協定等に基づく医療提供体制の整備を実施し、市は新型コロナ対応で培ったネットワークを活用しながら、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等との連携強化を図るとともに、これらの医療機関等と連携して地域の医療機関等への研修・訓練等への支援を行います。【パブコメ用計画素案 P.93】 初期期には、府は国から要請に基づき、医療措置協定に基づく医療提供体制の構築を進め、感染症指定医療機関での医療提供などを実施するとともに、協定締結医療機関に対しては段階的に要請を行います。【パブコメ用計画素案 P.95～96】 対応期には、初期期に引き続き、府は医療措置協定に基づき必要な医療を提供するよう要請します。流行初期期間には感染症指定医療機関が引き続き対応を行い、さらに感染症指定医療機関以外の流行初期期間に入院対応を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関に対しても要請を行い、入院医療体制を整備します。【パブコメ用計画素案 P.98～101】
5	豊口委員	対策項目「9. 治療薬・治療法」【資料2-2 計画概要 P.4】	府による抗インフルエンザウイルス薬の計画的かつ安定的な備蓄と記載されていますが、現在は抗インフルエンザ薬だけでなく、薬の流通が悪く供給が滞ることが日常的に起こっています。特に休日診療所ではインフルエンザの患者が急増しており、アセトアミノフェンや咳止め、痰切り薬などが不足しており、多くの診療所では診療前に薬の在庫状況を医師に伝えることが多くなっています。こうした状況も踏まえ、安定した備蓄体制についてはどうなっているのでしょうか。	第3部 第9章「治療薬・治療法」において、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、以下のとおり取り組むこととしています。 府においては、準備期に抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄します。【パブコメ用計画素案 P.107】 初期期には医療機関などに対し治療薬の適正使用を要請します。【パブコメ用計画素案 P.108】 対応期には備蓄量や流通・供給状況、患者発生状況を踏まえ、必要に応じて国に対し国備蓄分の配分を要請することとなっています。【パブコメ用計画素案 P.109】 なお、厚生労働省の資料（※2）によりますと、令和7年10月分の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく行政備蓄用の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量については、全国で約3,613万人分を確保しており、そのうち大阪府分も計画的に含まれていることが記されています。 ※参考資料2 新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく行政備蓄用 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量（10月分）について（令和7年11月11日）
6	福森委員	資料2-1 計画素案 P.24 (6)	施設関係者からは、新感染症やインフルエンザへの対応として、ワクチン問題、クラスター対策、教育訓練の重要性が強く求められています。また、情報提供・共有の重要性も高く、コロナ禍で情報錯綜による混乱がありました。入院希望者が多く病床不足の課題を経験し、これを踏まえBCPの作成が義務付けられています。活用や見直し、訓練は十分でないのが現状です。BCPの実効性向上のため推奨・後押しを市行動計画に加えることが望まれます。 新型コロナの経験から、八尾市のワクチンのプロジェクトチーム設置以降は対応がスムーズになり、療養も適切な情報のもと行われています。 準備期からのルール整備や初期期からの施設の窓口を担うプロジェクトチーム設置などの体制構築が、施設関係者として今後の大きな望みです。	当時の福祉施設内でのワクチン接種やクラスター対策におかれましては大変ご尽力いただきました。 これらの経験を踏まえ、福祉施設等における平時からの新感染症や新型インフルエンザ対策の実効性を高める支援として、以下のとおり取り組むこととしています。 第3部 第11章「保健」において、準備期に、病院、診療所、老人福祉施設等において感染症が発生し又はまん延しないよう、最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染に関する情報をこれらの施設の開設者又は管理者に適切に提供します。 また、施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を、市医師会等の関係団体等の協力を得つつ、病院、診療所、老人福祉施設等の現場の関係者に普及し、活用を促していきます。【パブコメ用計画素案 P.122】 また、第3部 第7章「ワクチン」において、初期期に、接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、プロジェクトチーム設置などの全庁的な実施体制の確保を行います。【パブコメ用計画素案 P.82】
7	角田委員	資料2-1 計画素案 P.24 (6)	保健所長からは、歩くことの素晴らしさや健康への効果について教えていただいています。 しかし、新型コロナ流行時には「外出禁止」と言われ、高齢者の多くがそれを固く信じて2～3ヶ月間家を出ませんでした。その結果、腰痛や節々の痛みなど様々な健康問題が生じています。 家でできる腰痛対策などについて、高齢者向けに正しい情報の提供をぜひお願いしたいと思います。歩くことの大切さを教えていただいただけに、新型コロナ流行の際は、長期間の自宅待機の厳しさもありましたので、よろしくお願いたします。	新型コロナ対応を行っている際における取り組みといたしましては、運動不足や閉じこもり等による気力・体力の低下からの回復を意識して頂くため、適度な外出や運動、散歩や人との交流等を啓発するチラシを関係課の協力のもとで令和3年度に作成し、新型コロナワクチンの集団接種会場で配布したところです。 また、11月5日時点の計画素案では、第3部 第13章「市民生活及び市民経済の安定の確保」において、心身への影響に関する施策について、以下のとおり取り組むこととしています。 対応期において、府と共に、新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・育児に関する影響への対応等）を講じます。【パブコメ用計画素案 P.139】
8	澁谷委員	対策項目「10. 検査体制」【資料2-2 計画概要 P.4】	大阪健康安全基盤研究所のみの記載となっていますが、実際の新型コロナ対応では、迅速に病院単位での早期発見を目指すため、初動段階で協定締結医療機関に地域外来・検査センターの設置をお願いし、迅速に稼働させる必要があります。そうしないと病院がひっ迫することが予想されるため、基本的に発熱外来と地域外来・検査センターは並行して運用することが望ましいと考えます。	当時の帰国者接触者外来、また地域外来・検査センターにおかれましては大変ご尽力いただきました。 この経験をふまえ、11月5日時点の計画素案では、第3部 第10章「検査」において、以下のとおり取り組むこととしています。 準備期は、府や大安研等において検査体制の整備を実施し、市は地衛研を有する府等との連携体制の確保に努めます。【パブコメ用計画素案 P.112～113】 初期期には、大安研を中心に検査を実施します。【パブコメ用計画素案 P.114】 対応期には、流行初期期間から市予防計画に基づき、大安研等（大安研や医療機関、民間検査機関等）に検査の実施を依頼します。なお、大安研は保健所と連携して、検査措置協定締結機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施します。【パブコメ用計画素案 P.115～116】

(集約版) 第1回委員会等で計画素案に対して委員よりいただいたご意見等と回答一覧

R7.12.9主な大阪府意見と反映一覧

NO	委員名	計画素案のページ数、項目など	ご意見	パブリックコメント用計画素案への反映																																																	
1	大阪府	39	図表7について、令和7年度より2部会（感染症対策部会と新型インフルエンザ等対策部会）を1部会（感染症対策部会）に統合しております。	以下の通り、パブコメ用計画素案P.39 図表7を変更。 																																																	
2	大阪府	46, 47	府行動計画3-1.⑤P.47において定めている下記項目に対応する箇所が見当たりませんでした。 府等は、病原体等の情報の収集に当たって、一般社団法人大阪府医師会、一般社団法人大阪府病院協会及び一般社団法人大阪府私立病院協会等の医療関係団体等や検査措置協定締結機関等と連携を図りながら進める。 特別な技術が必要とされる病原体の検査については、国立健康危機管理研究機構、大学の研究機関、地方衛生研究所が相互に連携を図って実施する。	以下の通り、パブコメ用計画素案P.47に追記。 ⑤ 市は、病原体等の情報の収集に当たって、一般社団法人大阪府医師会、一般社団法人大阪府病院協会及び一般社団法人大阪府私立病院協会等の医療関係団体等や検査措置協定締結機関等と連携を図りながら進める。 特別な技術が必要とされる病原体の検査については、国立健康危機管理研究機構、大学の研究機関、地方衛生研究所が相互に連携を図って実施する。																																																	
3	大阪府	88	【第7章】 3-6①において、府行動計画「府及び市町村は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに」に係る記載がありません。	以下の通り、パブコメ用計画素案P.88に下線を追記。 ① 府及び市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報について医療機関等に共有するとともに、医療機関等と連携しながら、当該情報を活用し、市民等に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。																																																	
4	大阪府	116	3-1-1⑤貴市において地衛研等の検査実施の確保状況を確認されるということでお間違いないでしょうか。	以下の通り、パブコメ用計画素案P.115～116を変更。 【変更前】 3-1-1. 流行初期期間 ⑤ 市は、予防計画に基づき、地方衛生研究所や検査措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況を確認し、市は、府を通じ、確保状況について定期的に国へ報告する。地方衛生研究所を有する府等との連携を確保すること等により、試験検査に必要な対応を行う。 3-1-2. 流行初期期間経過後 ① 市は、国及び府の方針に基づき、流行初期における対応を引き続き実施する。 また、予防計画に基づき、大阪健康安全基盤研究所や検査措置協定締結機関等における検査実施能力の確保状況を確認し、市は府を通じ、確保状況について定期的に国へ報告する。 【変更後】 3-1-1. 流行初期期間 ⑤ 市は、予防計画に基づき、地方衛生研究所を有する府等との連携を確保すること等により、試験検査に必要な対応を行う。 3-1-2. 流行初期期間経過後 ① 市は、国及び府の方針に基づき、流行初期における対応を引き続き実施する。 また、予防計画に基づき、地方衛生研究所を有する府等との連携を確保すること等により、試験検査に必要な対応を行う。																																																	
5	大阪府	127～129	初動期には記載がありますが、対応期では記載をされないのでしょうか。(手引き3-1.③)	以下の通り、パブコメ用計画素案P.128に追記。 ⑤ 市は、国及びJHIS が主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。																																																	
6	大阪府	131～132	市町村手引き1-1.②に対応する箇所（消防機関における个人防护具の備蓄）が見当たりません。	以下の通り、パブコメ用計画素案P.130に下線を追記。 ④ 府は、新型インフルエンザ等の発生時に、府備蓄分を医療機関へ速やかに配布できるよう、指定地方公共機関等と供給に関する協定を締結する等の体制整備を行う。なお、消防機関は、国及び府からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための个人防护具の備蓄を進める。																																																	
7	大阪府	131	図表14において、「※大阪府では、府独自の備蓄目標（ガウン、キャップ、グローブ、ゴーグル、N95。府民78,500人分）を新型インフルエンザ等対策用PPE資材として備蓄。」との記載ですが、府では、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて个人防护具を備蓄することとしております。 <大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画> https://www.pref.osaka.lg.jp/0100030/iryo/osakakansensho/singatainhuruenza.html <大阪府の備蓄について> https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/61677/bitiku.pdf	以下の通り、パブコメ用計画素案P.130 図表14を変更。 【変更前】 <table border="1" data-bbox="1320 1197 1706 1312"> <caption>図表 14 国が示す主体ごとの个人防护具の備蓄水準 (注:令和6年3月14日 厚生科学審議会感染症部会資料)</caption> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>医療従事者</th> <th>N95マスク</th> <th>フェイスシールド</th> <th>防護手袋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3重マスク</td> <td>3重 1,200 万枚</td> <td>2,420 万枚</td> <td>5,640 万枚</td> <td>3,370 万枚</td> </tr> <tr> <td>手袋</td> <td>1重 7,400 万枚</td> <td>1,350 万枚</td> <td>3,090 万枚</td> <td>1,980 万枚</td> </tr> <tr> <td>手洗剤</td> <td>1重 3,800 万枚</td> <td>1,070 万枚</td> <td>2,550 万枚</td> <td>1,390 万枚</td> </tr> <tr> <td>消毒液</td> <td>1重 3,800 万枚</td> <td>1,070 万枚</td> <td>2,550 万枚</td> <td>1,390 万枚</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1944 1197 2329 1312"> <caption>【大阪府の備蓄目標と今後の年間購入量】</caption> <thead> <tr> <th>个人防护具(種類)</th> <th>使用期限</th> <th>備蓄目標量</th> <th>年間購入量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーソルマスク</td> <td>5年</td> <td>972万 4,800枚</td> <td>145万 6,400枚</td> </tr> <tr> <td>N95マスク</td> <td>5年</td> <td>75万 4,100枚</td> <td>2万 8,300枚</td> </tr> <tr> <td>フェイスシールド</td> <td>5年</td> <td>179万 7,000枚</td> <td>6万 7,400枚</td> </tr> <tr> <td>フェイスシールド</td> <td>長期*</td> <td>97万 9,600枚</td> <td>6万 4,000枚</td> </tr> <tr> <td>防護手袋</td> <td>5年</td> <td>3,474万 1,400枚</td> <td>232万 8,800枚</td> </tr> </tbody> </table> <small>*フェイスシールドの使用期限は、国による方針あり。【5年より長い期間とりも込み】</small>	品目	医療従事者	N95マスク	フェイスシールド	防護手袋	3重マスク	3重 1,200 万枚	2,420 万枚	5,640 万枚	3,370 万枚	手袋	1重 7,400 万枚	1,350 万枚	3,090 万枚	1,980 万枚	手洗剤	1重 3,800 万枚	1,070 万枚	2,550 万枚	1,390 万枚	消毒液	1重 3,800 万枚	1,070 万枚	2,550 万枚	1,390 万枚	个人防护具(種類)	使用期限	備蓄目標量	年間購入量	オーソルマスク	5年	972万 4,800枚	145万 6,400枚	N95マスク	5年	75万 4,100枚	2万 8,300枚	フェイスシールド	5年	179万 7,000枚	6万 7,400枚	フェイスシールド	長期*	97万 9,600枚	6万 4,000枚	防護手袋	5年	3,474万 1,400枚	232万 8,800枚
品目	医療従事者	N95マスク	フェイスシールド	防護手袋																																																	
3重マスク	3重 1,200 万枚	2,420 万枚	5,640 万枚	3,370 万枚																																																	
手袋	1重 7,400 万枚	1,350 万枚	3,090 万枚	1,980 万枚																																																	
手洗剤	1重 3,800 万枚	1,070 万枚	2,550 万枚	1,390 万枚																																																	
消毒液	1重 3,800 万枚	1,070 万枚	2,550 万枚	1,390 万枚																																																	
个人防护具(種類)	使用期限	備蓄目標量	年間購入量																																																		
オーソルマスク	5年	972万 4,800枚	145万 6,400枚																																																		
N95マスク	5年	75万 4,100枚	2万 8,300枚																																																		
フェイスシールド	5年	179万 7,000枚	6万 7,400枚																																																		
フェイスシールド	長期*	97万 9,600枚	6万 4,000枚																																																		
防護手袋	5年	3,474万 1,400枚	232万 8,800枚																																																		

R7.12.10時点分

NO	委員名	計画素案のページ数、項目など	ご意見(12/10時点)	事務局回答
1	澁谷委員	計画素案 P.84	表12 接種会場において必要と想定される物品 シールド、Spo2モニター、ストレッチャー追加の検討について	直近の特例臨時接種における新型コロナワクチンの集団接種時を現状とすると、これら3つすべてを用意していました。なお、シールドについては、フェイスシールドおよび窓口等での飛沫防止シートを想定しています。
2	澁谷委員	計画素案 P.105	図表13 医療提供体制（イメージ） 『発熱外来』と並行した『地域・外来検査センター』の設置の記載について	新型コロナウイルス感染症流行時の地域外来・検査センターにおかれましては大変ご尽力くださいました。 地域外来・検査センターは、コロナ禍において臨時的に設置された体制でしたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、感染症法の改正により、医療措置協定や検査等措置協定への体制移行が進められました。 このため、府行動計画と同様に、計画素案の第3部第1章「医療」には相談センターおよび医療措置協定を、第3部第10章「検査」には検査等措置協定をそれぞれ記載しており、「地域外来・検査センター」についての記載は行っていません。 備忘録に、以下の内容を追記いたしました。 「新型コロナウイルス感染症患者の増加に対応するため、大阪府の依頼に基づき、検体採取・検査を集中的に行う地域外来・検査センターを設置」【パブコメ用計画素案 P.90】
3	澁谷委員		準備期・初動期、対応期の各時期に合わせた八尾市関係機関（行政・医療・介護・葬儀関係など）の会議の開催は明記されていますでしょうか？	八尾市関係機関の会議の開催は明記されていませんが、庁内一体での対応について計画素案で記載されています。 11月5日時点の計画素案では、第3部 第1章「実施体制」において、以下のとおり取り進むこととしています 準備期には、全部局で新型インフルエンザ等の発生時に強化・拡充すべき業務を実施するために業務継続計画を作成します。【パブコメ用計画素案 P.33】 初動期には、新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部及び府対策本部が設置された場合、危機管理対応方針に基づき、各部署で対応可能な場合は所管部署長の判断で「部署危機管理対策本部（本部長：部署長）」を、全庁対応が必要な場合は市長の判断で「八尾市危機管理対策本部（本部長：市長）」を設置します。なお、緊急事態宣言が発出されたときは、庁内一体となった対策を強力に推進するため、府対策本部を設置し、情報の集約、共有及び分析を行うとともに、新型インフルエンザ等対策に係る対応方針を決定すると共に、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。【パブコメ用計画素案 P.35】 対応期には、初動期に引き続き、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進めます。【パブコメ用計画素案 P.37】
4	澁谷委員	計画素案 P.138	2-3. 遺体の火葬・安置 「市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。」 →具体的にどこを指すのでしょうか？	地域防災計画地域福祉班マニュアルに記載のある市内公共施設等になります。

(集約版) 第1回委員会等で計画素案に対して委員よりいただいたご意見等と回答一覧

資料1-2

5	副会長	計画素案P.91	第8章 医療 新型コロナのパンデミックを経験して、八尾市独自の医療体制（中核病院の役割、医師・看護師の確保、在宅療養者支援等）は十分だったのでしょうか？ 行動計画には市立病院の役割が記されていますが、基幹病院を中心とした地域感染対策支援ネットワークへの保健所や行政の支援体制はいかがでしょうか？	新型コロナウイルス感染症への対応において、医療体制は十分とはいえない局面も多々ありましたが、在宅療養支援では、地域医療機関の往診や訪問看護ステーションと連携して、重症化を防ぐ自宅療養支援を行うことができました。 新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、管内の感染向上加算1医療機関が開催するネットワーク会議、中河内地域感染防止対策協議会の研修・訓練、河内地域感染管理ネットワークの会議・講演会・訓練への参画を継続するとともに、令和7年度より、市立病院を含めた加算1医療機関の医師・看護師との情報共有会議を2週間に一度実施し、感染症発生状況とその対応を協議しております。本市といたしましては、地域の医療機関等との連携をより一層強化して、次なる感染症危機に備えてまいります。
---	-----	----------	---	--